

平成 31 年度 社会福祉法人ひろの会 事業計画

1. 理念

(1) 経営理念

『一期一会の介護』

～利用者様と顔を合わせ言葉を交わす、その一瞬一瞬は「一期一会」であり、二度とないその一瞬のために誠心誠意の介護の提供を～

(2) 基本理念

私たちは、「尊厳」・「自立」・「安心」・「連携」をキーワードに、高齢者の尊厳と自立を支えるための豊かな環境づくりと、地域社会との連携の構築を目指します。

『尊厳の保持』

～利用者の意志及び人格を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスを提供します。～

『自立支援』

～利用者の持つ能力に応じて、「身体的」、「精神的」かつ「社会的」に自立した生活を営むことができるよう支援します。～

『安心した生活』

～施設環境の整備、及び災害時等における安全確保に万全を期し、利用者が安全に安心して生活できる環境を提供します。～

『地域との連携』

～地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力に努め、地域との交流を積極的に図り、地域福祉サービスの拠点を目指します。～

2. 運営方針

- (1) 法人の適正運営を図るため、事業運営の透明性を確保し、地域に信頼される法人を目指します。
- (2) 社会福祉事業を通して地域社会に貢献していくことを目指します。
- (3) 利用者の意志を尊重し、総合的に福祉サービスを提供することで、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目指します。
- (4) 社会福祉法を遵守し、安定した経営基盤を構築して参ります。
- (5) 施設サービスの提供に当たっては、明るく家庭的な雰囲気づくりに努め、利用者の立場に立った「より満足度の高い施設サービスの提供」を目指します。
- (6) 居宅サービスの提供に当たっては、利用者が居宅において日常生活を営むため、その置かれている環境に応じ、利用者及びご家族の希望等を勘案し、「より満足度の高い居宅サービスの提供」を目指します。
- (7) 利用者のご家族、また地域住民等とのコミュニケーションを図り、相互に信頼関係を築くことを目指します。
- (8) 事業の運営に当たっては、保険者及び関係機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、より効果的なサービスの提供に努めます。

3. 重点目標

(1) 施設運営の適正化

利用者のニーズに対応できる介護サービスの基盤整備と適正な施設運営ができる体制の確立を目指します。また、法人の適正な運営確保のための内部牽制機能の確立、資金管理の適正化、及び事業運営の透明性の確保に務めます。

(2) サービスの質の向上

利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスを追求し、「その人らしい生活のしかた」を実現させるケアを目指します。

(3) 職員の資質向上

福祉専門職として自己研鑽に努め、専門的な口腔ケア・認知症ケア、看取りケアを含む重度化対応等、質の高いケアを提供するために必要な知識・技術の習得に努めます。

(4) 地域に開かれた施設

施設の有する機能を社会資源と位置づけ、地域住民に積極的に提供し、相互に開かれた関係を構築し、地域福祉の向上に寄与するよう努めます。

4. 事業運営

社会福祉法人として公益性・非営利性を確保し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図り、地域社会に貢献する法人運営に努めます。(資料1「組織図」参照)

5. 理事会・評議員会

社会福祉法人制度改革により、評議員会は法人運営に係る重要事項の議決機関として、また理事会は全ての業務執行の決定機関として位置付けられました。評議員会による理事・理事会に対する内部牽制が機能した法人運営に努めます。

6. 人材確保・育成

安定した事業運営を推進していくためには、専門職をはじめとした介護職員等の人材確保、及び人材育成が不可欠となります。「働いてみたい」、あるいは「働きたい」と思える魅力ある職場づくりと、専門職としての職員の資質向上に取り組んで参ります。

7. 設備・環境整備

利用者が安全・安心・快適に生活できるよう、設備・備品の保守点検、及び定期的な環境整備を計画的に実施します。

8. 防災計画

消防計画に沿った設備点検、消防訓練の確実な実施と、災害（インフラ停止）に備えた備蓄品の整備、及び近隣施設との協力体制（WEB防災マップシステム）の構築により、災害に対する備えに万全を期して参ります。

9. 委員会活動

施設内にある様々な課題に対し、テーマごとに委員会を構成し、職員が主体となって改善活動を行うことにより、組織を機能的に運営し、職場の活性化を図ります。(資料2「各委員会」参照)

10. 地域公益活動

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域におけるニーズを把握し、地域の福祉課題の解決に貢献できるような取り組みを進めて参ります。

11. 情報の公表

社会福祉法の改正に伴い、インターネットのホームページにより公表が義務付けられた、定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準、現況報告書について、ホームページを開設し、平成31年度より公表します。

12. 苦情相談

法人への苦情相談に対し、適切な対応と迅速な解決を目指し、利用者の理解と満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう対処します。

平成 31 年度 特別養護老人ホーム希望 事業計画

(介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業)

1. 運営方針

(1) 介護老人福祉施設事業

入居者の自己決定と選択を尊重し、常にその方の立場に立った個別ケアの提供に努めます。また、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 短期入所生活介護事業

入居者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、個々の心身の状況を考慮したサービスの提供を心がけ、入居者の心身機能の維持・回復、及び入居者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めます。

2. 重点目標

- ① 全室個室のユニットケア施設として、一人ひとりの入居者の自由な意思と人格を尊重し、常に入居者の立場に立った介護サービスの提供に努め、今までの暮らしを継続しながら最期までその人らしい人生が送れるよう支援します。
- ② 個々の「施設サービス計画書」に基づき、入浴・排泄・食事等の介助、機能訓練、健康管理、相談・援助、その他日常生活に必要な介護を行い、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって介護します。
- ③ 身体拘束の廃止、介護事故の未然防止・再発防止、食中毒の予防、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防や蔓延防止など、入居者が安全に安心した生活を送れるよう努めます。
- ④ 常に入居者の健康状態に注意し、職種間の緊密な連携と協働による健康管理、及び介護に努めるほか、協力病院との連携により入居者の健康管理に努めます。
- ⑤ 地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、施設の行事・地域の行事等を通して、入居者と家族・地域の方々との交流の充実に努めます。

3. 基本計画

(1) 施設サービスの質的向上

① 個別ケア

24H シートを整備し、「入居者本位のサービス」を目指し、個別性を重視したケアの提供に努めるとともに、個々のニーズの把握に努め、他職種と連携し入居者が必要とするサービスの提供に努めます。また、入居者の個性を尊重し、それぞれの想いに寄り添うことで、入居者が笑顔で過ごせる施設づくりを目指します。

② 健康管理

入居者の日々の健康状態の把握・医学的管理、院内感染の防止、予防接種・結核検診等の実施の徹底を図るとともに、協力医療機関や嘱託医との連携により体調の変化を見逃さず、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

③ 栄養管理

入居者にとって食事は大きな楽しみの一つであることから、メニューに工夫を凝らし、個々の嗜好を加味した幅広い食事の提供に努めるとともに、行事食等、季節を感じられるメニューも積極的に取り入れて参ります。また、栄養マネジメントにより、入居者個々の栄養状態の把握に努め、最適な栄養ケアの提供を図って参ります。

④ 口腔ケア

協力歯科医療機関の歯科医師や歯科衛生士による定期的な専門的口腔ケアの実施と、日々の口腔ケアの中で、入居者の口腔内の衛生や嚥下機能の向上、食べる喜びの維持、誤嚥性肺炎のリスク軽減を図るとともに、認知症の予防及び改善につなげて参ります。

⑤ 行事・趣味・娯楽等

施設内における四季折々の行事やレクリエーション・各種クラブ活動等の充実を図るとともに、地域の行事にも積極的に参加し、入居者が生きがいや潤いのある生活を感じられる機会を提供します。(資料3「年間行事計画」参照)

⑥ 看取り介護

「その人らしさ」を大切にし、ご本人とご家族の希望に可能な限り対応し、大切な時間を心穏やかにお過ごしいただけるよう、各職種協働で関わりを持って参ります。また、最期に「この施設で良かった」と思っていただけるよう、「寄り添った介護」を実践して参ります。

(2) 施設生活の安全管理

① 介護事故防止

個々の入居者の行動を把握し、事故やインシデントに結びつく要因についての情報を共有し、事故を未然に防止するとともに、事故が発生した際には、的確な要因分析により、実行可能、かつ有効な対策の立案を図り、事故の再発防止に努めます。

② 感染症対策

食中毒、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の発生、及びその蔓延を防止するため、各対策マニュアルに沿った衛生管理を基本に、感染症予防の3原則である「①感染源の排除②感染経路の遮断③抵抗力の向上」を徹底し、施設内における感染症予防に努めます。

③ 身体拘束廃止・虐待防止

入居者の生命や安全を守るために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為は行わず、実現可能である他の代替策を講じます。また、入居中は常に身体状態を観察し、異常の発見時や虐待の疑いのあるときは、内部調査の上、必要に応じて関係機関に報告します。

④ 消防訓練

消防計画に基づく定期的な訓練を実施し、入居者の安全確保に努めます。また、職員の防災意識の高揚を図るとともに、地元消防団・自主防災会との連携を強化し、災害時における対応に万全を期して参ります。

(3) 職員の資質向上

各職域における職員の資質向上のため、定期的な内部研修会の開催に併せ、インターネット配信のフォローアップ研修の活用を推進します。また、外部講師を招いての研修、及び外部機関での研修への参加も積極的に進め、常に新しい知識と技術の習得を図り、入居者のニーズに合ったサービスの提供に努めます。(資料4「フォローアップ研修ネット配信予定」参照)

(4) 地域社会への貢献

ボランティアや職場体験、実習生等の積極的受け入れや、行事での地域交流を通じて、高齢者福祉への関心を高め、地域住民との相互連携を図って参ります。また、地域の方々が気軽に利用できる施設となるよう、地域交流室を活用した活動を推進して参ります。

4. 入所定員

事業種別	定員	居室形態
介護老人福祉施設事業（長期入所）	75人	全室ユニット型個室
短期入所生活介護事業（ショートステイ）	6人	全室ユニット型個室

5. 職員体制

医師	施設長	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	栄養士
1 (嘱託非常勤)	1	1	1	1 (柔道整復師)	1
看護師	介護員	調理員	事務員	用務員	(合計)
4 (うち正看護師1)	41 (うち介護福祉士26)	7 (うち調理師5)	5 (うち非常勤1)	7 (洗濯・清掃・宿直)	(70)

- ※(1)介護職員勤務シフト ①早番（7：00～16：00） ②日勤（8：30～17：30） ③遅番（12：30～21：30） ④夜勤（21：30～7：00）
- (2)看護職員勤務シフト ①早番（7：00～16：00） ②日勤（8：30～17：30） ③遅番（10：30～19：30）
- (3)調理職員勤務シフト ①早番（5：30～14：30） ②日勤（8：00～17：00） ③遅番（10：15～19：15）

6. 協力機関

- (1) 協力医療機関 洋野町国民健康保険種市病院
- (2) 協力歯科医療機関 せきね歯科医院